

明治初期の単一区制、大区小区制について

井 戸 庄 三

はじめに

これまでに刊行された『県史』『市町村史』の明治前期の地方制度に関する章や節に目をおすと、単一区制、大区小区制に限って、その内容がいささか貧弱な事例が少なくないようである。その理由は何か。簡単にいえば、単一区制、大区小区制は、府県によってきわめてバラエティーに富んでおり、必ずしも中央法令どおりに施行されなかつたからである。

一九八三年十二月、私は単一区制、大区小区制に関する歴史地理学的研究をまとめた拙稿（以下、前稿という）⁽¹⁾を發表した。それからの十数年間に、山中永之祐⁽²⁾、大島美津子⁽³⁾、高久嶺之介⁽⁴⁾、茂木陽一⁽⁵⁾、和田仁⁽⁶⁾、渡辺隆喜⁽⁷⁾、村瀬正章⁽⁸⁾らによる日本近代地方制度史の精緻な研究が積み重ねられてきた。地理学の分野でも、藤田佳久⁽⁹⁾による奈良県、澤宗⁽¹⁰⁾則による岡山県備前地方、権藤典明⁽¹¹⁾による香川県などのモノグラフがみられ、単一区制、大区小区制の研究はようやく緒に就いたといえよう。以下、本稿では、改めて全国的な視野で単一区制、大区小区制の府県別特色を再検討し、前稿の欠を補充することにした。

I 戸籍法公布前の組合村——大津県の事例——

明治四年（一八七二）四月四日に公布された太政官布告第一七〇号（戸籍法）に基づいて、戸籍を編製するため「一府一郡ヲ分テ何区或ハ何十区トシ、其一区ヲ定ムルハ四五丁、モシクハ七八村ヲ組合」（第三則）わけて区が設けられることになった。既往の研究では、この区が戸籍区と称され、区の制度の嚆矢とされている。

戸籍法公布前に組合村が設けられていたことを証する大津県（現滋賀県）関係の史料に注目したい。明治元年（一八六八）七月に大津県判事試補になり、のち滋賀県令になった籠手田安定の『在職紀略』によれば、大津県は「立県日浅ク百事未タ定ラス、而シテ所部ノ町村江州十二郡ニ散在シ他ノ藩県所部ノ地ト犬牙交錯シ、動モスレハ則人民方向ヲ失ヒ疑心ヲ生シ其勢殆ント統ル能ハス」という状況であつたことから、管内を「各郡地形ニ依リ或ハ十ヶ村或ハ八九ヶ村ヲ組合ヲ定メ、何郡何番組ト唱へ其組合中入札ヲ以テ一人ヲ撰挙シ組合村惣代ト称シ事巨細トナク其組合村ノ事務ニ当ラシム」こととした。⁽¹²⁾じつさい、明治二年（一八六九）三月、大津県は「藩領之外支配村々庄屋、年寄」にあてて「宮、堂上家領並中下大夫知行、社寺領共村々組合之義、御

料村々組惣代之最寄ニテ組入、当月十日より廿五日迄之間ニ組合限
 村々連印を以当県え可申出候」（里内文庫文書）と指示している。¹³この
 組合は、京都府戸籍仕法の流れを汲む明治二年の大津県の戸籍編製と
 の関連も考えられるが、組合惣代が「事巨細トナク其組合村ノ事務ニ
 当」¹⁴たつたことから、単なる戸籍区にとどまらず、行政区域としても
 機能していたことが指摘できる。

ところで、戸籍法の公布を受けて区が設けられることになるのであ
 るが、大津県では、明治四年六月、「栗太郡三番組村々庄屋共」¹⁵にあて
 た「今般戸籍法御改正被仰出候ニ付、是迄之三番組ヲ則第三区ト相定
 組合惣代福嶋与左衛門え戸長兼勤申付候条可得其意候、且又副役之義
 は村々庄屋共え兼勤申付候」（里内文庫文書）にみられるごとく、原則
 的には、すでに存在する「番組」を「区」と改称するにとどまった。¹⁵

II 単一区制、大区小区制の府県別特色

前稿では、青森、岩手、茨城、埼玉、入間（現埼玉）、神奈川、新
 潟、新川（現富山）、山梨、長野、筑摩（現長野・岐阜）、静岡、浜松
 （現静岡）、愛知、滋賀、堺（現大阪府）、鳥取、山口、愛媛、熊本の
 二〇県を取り上げ、それらの単一区制、大区小区制の施行過程とその
 特色を検討した。以下、本稿では、『県史』『市町村合併史（誌）』や個
 別事例研究など、信頼できる研究実績の蓄積がある山形、敦賀（現福
 井）、広島、香川、宮崎の五県を取り上げる。なお、参考文献は各県の
 冒頭に一括して注記し、引用箇所のみ示すは煩瑣になるので省略した。

(1) 山形県

明治四年（一八七二）十一月二日、廃藩置県後の府県の統廃合によ

り、現在の山形県域は山形、置賜、酒田（明治八年八月三十一日、鶴
 岡県と改称）の三県になった。

明治四年八月、山形県は山形元郭内外（村山郡）の三〇二町村を二
 七区、置賜郡のうち三九町村を五区にそれぞれ区分し、つづいて同年
 十一月、天童県の合併に伴ない、村山郡を二九区、翌五年一月、旧新
 庄、上山両県域を加えて村山全都を三三区、最上全都を一〇区として、
 置賜郡の五区を合わせて四八区を編成した。

山形県は、明治五年（一八七二）十月、単一区制を大区小区制に転
 換し、県下を七大区四三小区に改編した。酒田県も、同年十月、一一
 大区三〇小区を編成し、大区に区長、小区に戸長、副戸長を任命した。
 なお、酒田県の大区小区は、旧庄内藩の地方統治制度を受け継いで、
 大区は郷、小区は組を単位として編成されている。置賜県は、明治六
 年（一八七三）四月、それまでの二九区を六大区二八小区に分画し、
 大区に区長一名、小区に戸長、副戸長五く七、八名を配置した。その
 後、明治七年（一八七四）七月、山形県は小区を減らして七大区三九
 小区とし、酒田県も、翌八年（一八七五）二月に六大区三三小区に改
 編した。

明治九年（一八七六）八月二十一日、山形、置賜、鶴岡の三県が統
 合されて現在の山形県が成立すると、大区小区の改編作業がすすめら
 れ、十月十三日、県下は一〇大区一〇〇小区に分轄されることになっ
 た。大区と郡の関係を見ると、第一く第三大区が村山郡、第四大区が
 最上郡、第五大区が飽海郡、第六、第七大区が田川郡、第八く第一〇
 大区が置賜郡から成り立っていることから、歴史的領域である郡が大
 区の基礎単位として認知されていたことが指摘できる。

役人についてみると、大区には区務所が設けられて区長、副区長が任命され、小区に戸長、村に村長、町には町用掛が置かれた。これらの役人は、旧山形県では民選が原則であったが、三県統合を契機に官選に変更された。まず明治九年九月五日、山形県は「管内区戸長ノ儀ハ以来本庁ニ於テ人選申付」(第七四号布達)けるとし、つづいて同年十一月三十日、「今般村長、町用掛……ヲ廃シ、区戸長ヨリ人選ヲ以テ更ニ里正、保正ヲ置キ事務ヲ取扱候」(乙第二二号)と布達した。翌十年(一八七七)一月の「里正・保正心得」は一二条からなり、その第一条で「里保正ハ人民ノ総代ニシテ万般ニ於テ内外公私ノ事務ヲ取扱候者」と規定し、「諸官省並県庁御布告ハ不及申、区长、戸長ノ達等聊延滞ナク毎戸ニ可触示」(第二条)、「戸籍ヲ可担調ハ第一ノ勤ニ有之候」(第三条)、「正租及民費課出ハ割賦帳ヲ製シ、官ノ達ヲ受ケ直チニ戸毎ニ割付ヲ渡シ、期限ヲ不誤取金ヲ受取可相納」(第四条)など地方官としての里正、保正の責務を明確にするとともに、「勸業ハ独り原野荒蕪ノ地ヲ開拓スルノミニ非ス、從來所持ノ田畑ニモ能ク心ヲ用ヒ或ハ茶桑楮等ヲ便宜ノ地ニ培植シ……一層收穫ノ多益ヲ計リ一村協力致候様精々説諭スヘキ事」(第十条)、「村内下水ノ取浚ヒ飲食衣住ノ不潔等無之様時々見回り可申、尤火災水難厲疾其他不慮ノアルニ際シ保護ノ術忽ニスヘカラス、其村町ニ於テ予テ防御ノ方法ニ注意スヘキ事」(第十一条)など村、町の共同体としての旧慣を認め、里正、保正をその代表者として位置づけている。山形県の大小区制は、大区の区长、副区长、小区の戸長、町村の里正、保正など役職すべてが官選であったが、里正、保正を「人民ノ総代」として認知することによって、中央集権的な官治体制の一定の緩和をはかったことが特色のひとつである。

明治初期の単一区制、大区小区制について(井戸)

る。
(2) 敦賀県

明治四年(一八七二)十一月二十日、若狭の三方、遠敷、大飯の三郡および越前の今立、南条、敦賀の三郡で敦賀県、越前の足羽、吉田、丹生、坂井、大野の五郡で福井県(明治四年十二月二十日、足羽県と改称)が置かれた。

明治五年(一八七三)三月、敦賀県は管内を三七区に分け、若狭三郡の区には戸長と副を各一名配置したが、越前三郡は敦賀、武生、鯖江などの市街の区には戸長を置いたものの、他の区は副だけにとどめた。このことは若狭三郡が旧小浜藩の二七の組をそのまま受け継いで区が設けられたのに対し、越前三郡、とくに今立、南条両郡は複数の藩領が錯綜していたことに基因している。つづいて同年六月、敦賀市街の三区が統合されたので、県下は三五区になった。明治五年十一月、敦賀県はそれまでの単一区制を大区小区制に切り換え、県下を二九大区に区分し、大区に区长、権区长、小区に戸長、副戸長を置いた。小区の区画など不明の点が多いが、例えば遠敷郡の第一大区は約一、三〇〇戸からなり、小区は一一小区、一小区は平均一〇〇戸前後で、各小区に戸長、副戸長が置かれ、それまでの村役人が廃止されている。

一方、越前五郡からなる足羽県は、明治五年一月五日、郡中区分取締掛を任命し、郡単位で区の編成作業に着手、まず十日に郡長三名、副郡長五名を任命し、ついで二十七日、一区一〇〇戸を目標に県下を七〇区に区分、各区に戸長、副戸長を配置した。同年五月三十日、太政官布告第一一七号を受けて、郡長、副郡長を廃止するとともに、町の庄屋、十人頭、村の庄屋、長百姓をそれぞれ戸長、副戸長と改称し

た。その結果、区と町村で役職名が重複したので、足羽県は七月十九日、区の戸長、副戸長を一般戸長と改称し、村の戸長、副戸長をそれぞれ副戸長、村総代に変えたほか、市街地では区の下に町組を置き、区に戸長、町組に副戸長を配置することにした。

明治六年（一八七三）一月十四日、敦賀、足羽両県が統合され、若狭、越前両国からなる敦賀県が誕生した。七か月半後の九月一日、敦賀県は、大区約二、〇〇〇戸、小区約三〇〇戸を標準として新しく六〇大区三八四小区を編成し、大区に区长、権区长（以上、官選）、小区に戸長、副戸長（以上、民選）を配置した。ところが、大区が小規模で事務が煩雑なため、明治六年末から区画の改編にとりかかり、まず一九大区を編成し、つづいて三〇〇戸を基準にして小区、一〇〇戸で組を設けることにした。この改編で、県下は一九大区、三五七小区、一、〇〇五組に分画され、明治七年（一八七四）六月に改正敦賀県区分表が作成された。なお役職としては、大区に区会所が設けられて区长、副区长（以上、官選）、小区に戸長一名、組に副戸長（以上、民選）が置かれた。

大区の平均規模は五、五五五戸で、最大は福井市街からなる第一一大区の一、一五九戸、最小は県の最東部で山間地域の第一九大区の八七六戸でバラツキがあるが、小区は平均三二四戸、組は平均一一五戸で両者とも全県的にほぼ平均している。とくに組は、一〇〇戸という基準に拘束されて、隣接していない村を不自然に組み合わせている事例もみられる。大区は、地形、交通などの地域性に配慮されたほか、その区画は、一部の地域を除いて、旧来の郡の区画をほぼ継承している。

明治七年（一八七四）十二月、福井市街の旧士族屋敷中心部が第二〇大区として独立するなど、敦賀県の大区は地域の实情にできるだけマッチするように編成されたといつてよいだろう。これに対して役職は、明治七年の改正による区长は十九人のうち十七人が士族で、常勤のため居住地を離れて赴任する例もみられるなど、その官吏的性格が強まったが、副区長は、非常勤でほとんどがその区域内に居住する士族、農民、商業者など地域住民に身近な人たちが任命されている。なお、明治八年（一八七五）十二月、副戸長制が変更され、戸数に関係なく一村に一人の副戸長が置かれることになり、実質的に庄屋役が復活したが、市街地は一小区に一副戸長となった。

(3) 広島県

明治四年（一八七二）十一月十五日、山陰・山陽両道の諸県の統廃合一環として、安芸一円と備後八郡（御調、世羅、三谿、三上、奴可、甲奴、三次、惠蘇）で広島県、備中一円と旧福山藩領を中心とする備後六郡（深津、沼隈、芦田、品治、安那、神石）で深津県がそれぞれ設置された。深津県は、翌五年（一八七二）六月七日、小田県と改称され、つづいて明治八年（一八七五）十二月十日、岡山県に合併されて廃県になった。そして翌九年（一八七六）四月十八日、旧小田県のうち備後六郡が広島県へ移管され、安芸、備後両国からなる現在の広島県の県域が確定した。

（旧広島県） 広島県は、明治四年十月、戸籍編製のため管内を一五八区に分け、翌五年一月、これまでの町方、地方の役人を免じ、新しく戸長、戸長副などの役人を置くことにした。つづいて明治五年二月、まず広島城下の四区を廃して第一大区とし、区内を二四小区に細分し

た。この大区小区制への転換は、順次、県内全域に及ぼされ、同年四月四日、県下の一、〇二〇町村は一七七大区一六九小区に分轄されることになった。そして翌五月、大区に区長、戸長、小区に副戸長が置かれた。

明治五年四月に編成された大区小区は、まず大区については、広島城下が第一大区、第二く第一七大区は「一郡一一大区」で、実質的に郡制と変わりが無い。小区は平均六・〇町村で構成され、一町村独立の小区は六例のみである。一小区の平均戸数、石高は一、二七四・三戸、三、三五〇・五石で、郡別にみると、平均戸数の最高は安芸郡の二、四五九・〇戸、最低が恵蘇郡の四五七・七戸で比較的バラツキがあるのに対し、平均石高は最高が沼田郡の五、一八八・三石、最低が高宮郡の二、二四〇・四石で平均化している。これは、小区が戸籍区としてだけでなく、行政区域としても有効に機能するため財政基盤に配慮して編成されたことを物語っているといえよう。

広島県の大区小区の区画は、明治九年（一八七六）九月十三日、第一二大区と第一三大区、第一四大区と第一五大区が統合されて二大区が減少したことを除いて、基本的に変化がなく安定していた。これに対して、役人と職制は、朝令暮改とも思えるほど目まぐるしい変更があった。なお、役人の選任にあたっては、当初から、県が直接任命する官選制であったと思われる。

（深津県・小田県、備後六郡のみ）

明治四年（一八七一）六月、福山藩は各郡一く三名の戸籍取調掛を命じ、翌七月、戸籍編製のため郡を大区とし、郡内をいくつかの小区に分け、各小区に従前の宿老、庄屋に替えて戸長、副役を配置した。

大区には役人を置かなかつたものの、このような大区小区制が廃藩置県前に施行された事例は全国的にみて稀有である。なおこのことは、福山藩が明治四年一月以来、宗門改帳とは別に藩独自の戸籍表の作成をすすめていたことと関連していたと思われる。

明治四年十一月、深津県が成立すると、翌五年三月、旧福山藩以外の郡の呼称が廃止されて大区となった。翌五年六月、深津県は小田県と改称されたが、大区小区にはまったく変更がなかった。

小田県下の備後六郡の大区小区を広島県のそれと比較すると、「一郡一一大区」の原則はまったく同じであるが、一小区は平均二・一町村、四一四・三戸からなり、いずれも広島県の約三分の一と小規模で、独立町村（一町村一小区）が全町村の約一五％に達している。

小田県の大区小区の区画は、明治八年（一八七五）十二月の廃県まで目だつた変化がなく、役人も大区に区長、副区長、小区に戸長、副戸長が置かれ、その職制の変更も少なかった。区長、戸長らの役人が、明治五年六月以降、民選であったことも、広島県と対照的である。

明治八年十二月、小田県が岡山県に合併されると、翌九年（一八七六）一月七日、備後六郡の大区はその番号に岡山県西の字を冠することになったが、大区小区ともに区画には何の変化もなかった。つづいて備後六郡が広島県に移管されると、明治九年五月二十三日、深津、沼隈、芦田、品治、安那、神石の各郡の順に第一八く第二三大区と改称され、このとき沼隈、神石両郡の小区が一部改変された。

明治九年九月十三日、広島県は大区小区の区画を改編した。旧広島県は、前述のごとく大区の一部統合にとどまったが、旧小田県の備後六郡は品治、安那両郡が統合されて一つの大区となり、小区は一〇

小区が四六小区に整理された。この結果、旧小田県の小区の平均戸数、石高は九九〇・六戸、二、八八〇・七石となり、旧広島県に比較して平均戸数は依然として少ないが、平均石高はほぼ拮抗することになった。この改編の意図は、旧広島、旧小田両県の大区小区の規模を均一化することによって行政区域としての機能を高めることであつたと考えられる。

(4) 香川県

香川県は、明治五年（一八七二）二月、単一区制を施行し、県下を八八区に区画した。三か月後の五月三日、区の区画の一部が変更されたが、区の数には変化がなく、一般に「八八区制」と呼ばれている。区と近世の郷との關係をみると、一郷を二区または三区以上に人為的に分割した事例が過半数を占めていることから、「八八区制」は、旧来の郷村自治あるいは慣行に楔を打ち込むため、一定の戸数（一、二〇〇〜一、六〇〇戸程度）を基準にして、同一郡内の町村を機械的に組み合わせて編成されたといえよう。

明治五年五月三日、八八区の一部変更と同時に、従来の大里正、里正、年寄が廃止され、新しく区に戸長、副戸長（以上、官選）、村に村役人（民選）が置かれた。区の戸長は、村落自治の理事者というよりも、行政の末端事務を分担する行政官としての役割が期待され、それゆえ戸長の人材には、世襲門閥の者ではなく、「百事一新、県治ノ御旨趣ヲ遵奉シ、身ヲ民事に委シ、一点ノ私意ヲ加ヘス公誠ヲ以テ従事」〔戸長職掌大概〕、明治五年五月）する能吏が求められた。

明治六年（一八七三）二月二十日、香川県が廃され、讃岐が名東県（淡路、阿波）に編入されて一年後の同七年（一八七四）二月、それ

までの単一区制が大区小区制に変更された。まず二月十三日に大区が「一郡一大区」の原則で編成されたが、番号付けは、名東県下では淡路、阿波の順に数えてきて、讃岐は第一三大区（大内郡）から第二四大区（豊田郡）までの一二の大区となつた。ついで一週遅れの二月二十日に五七の小区が設けられたが、二か月後の四月二十三日、一部改編されて五五小区になつた。役職としては、大区に区長一名、小区に戸長、副戸長各一名、村には村長または村役人（以上、官選）が配置されたが、翌八年（一八七五）四月、村長が副戸長と改称されたので、小区の副戸長は複数になつた。なお、明治八年九月五日、讃岐が名東県から離脱して香川県が再置されると、大区は県東部から西の方に順番に数えられることになり、それまでの第一三大区が第一大区、第二四大区が第二大区に改められた。

明治九年（一八七六）八月一日、大区小区の区画が改編され、県下は七大区五七小区になつた。このとき、それまでの「一郡一大区」の原則が破棄され、第一大区（香川郡）と第七大区（小豆島）を除き、残りの五つの大区は「二郡一大区」で編成された。なお小区の区画は、第一大区の第一小区が三小区に分割された以外、大きな変化はなかった。この改編に先だつて、明治九年五月、あらかじめ内務卿に提出した「大区画合併及大小区長職制章程等ノ儀ニ付伺」によると、香川県は、五戸を一伍、五伍を一組、一二組で一大組、一〇大組（三、〇〇〇戸）で一小区、そしておおよそ八小区（二四、〇〇〇戸）を合して一大区を設けるという基本方針を打ち出している。このプランは、旧来の町村とは関係なしに、大区―小区―大組―組―伍という戸数を基準にした重層的区画を構築し、役人として大区に大区長、小区に小

区長、大組に戸長兼書記（以上、官選）各一名、組には組長（民選）を置くことにしている。

明治九年八月に改編された大区の番号付けは、県庁所在地、高松が所属する香川郡が第一大区で、ここから西へ向かい県西端の三野、豊田両郡が第四大区、再び香川郡に戻り、東に向かつて数え、県東端の大内、寒川両郡が第六大区、そして小豆島が第七大区にあてられた。明治九年八月二十一日、香川県が廃されて愛媛県に編入されると、同年九月十四日、大区の番号は、元どおり県の東から西の方へ第一大区から第七大区へと数えられるようになった。

香川県の大区は、すでに触れたごとく、郡が基本単位になっているが、小区は「八十八区制」の区と同様、近世の郷や丸亀、多度津兩藩の大庄屋組などの区画とはまったく無関係に、戸数あるいは石高を基準にして機械的に編成されたようである。

(5) 宮崎県

明治四年（一八七二）七月十四日の廃藩置県により、日向は延岡、高鍋、佐土原、飢肥、鹿児島、人吉の六県が置かれたが、同年十一月十四日、北部が美々津、南部が都城県に統合された。

美々津、都城両県では、単一区制、大区小区制に先だって、鹿児島県の地方制度に準拠したと思われる郡治所が置かれた。明治五年（一八七二）三月、美々津県は延岡に北郡治所、佐土原に南郡治所を置いたが、都城県もほぼ同じ頃、福島、高城など九か所に郡治所を設け、郡長、副郡長、里正を配置した。

美々津県では、北郡治所管内は一六区、南郡治所管内は旧県（旧藩）単位で、旧延岡県が四区、旧高鍋県が八区、旧佐土原県が六区に区分

された。そして明治五年四月、旧来の庄屋、名主、年寄などの村役人が廃止され、新しく各区に戸長一名のほか、一町村または数町村を受け持つ戸長助が郡長によって選任された。明治五年十月三日、美々津県は、郡長を大区戸長、副郡長を大区副戸長、一、四等里正を小区戸長、五、六等里正を小区副戸長と改称することにしたが、わずか十二日後の同月十五日、郡長を大区長、副郡長を一等大区副長、一、二等里正を二等大区副長、三、四等里正を三等大区副長、五等里正を小区戸長、六等里正を小区副戸長に変更した。役職名でみる限り、大区小区制の導入と受け取られるが、大区長以下、小区副戸長に至るまで郡治所の役職名の単なる変更で、区が小区に改められたわけではなく、実質的には、単一区制の継続であったといえる。

一方、都城県では、明治五年（一八七二）九月、県内を四八大区に分画し、それまでの郡長、副郡長、里正などを大区戸長、大区副戸長、小区戸長、小区副戸長と改称し、郡治所九か所に各一名配置された大区戸長が「区ノ大ナルハ巷、式大区、小ナルハ七、八大区ヲ管」（「東京案文到来」都城県参事桂久武より大蔵大輔井上馨あて、明治五年九月）轄することにした。これと同時に、旧来の庄屋、名主、年寄などが廃止され、その職務を戸長、副戸長が引き継ぐことになった。なお、小区戸長、小区副戸長の役職名がみられるが、行政区域としての小区の編成については不明である。明治六年（一八七三）一月、大区戸長、大区副戸長がそれぞれ区長、副区長と改称され、郡治所も区長役所に変更されたことによって、郡の付く役職名、役所名がすべて消滅した。

都城県の大区の区画について検討しよう。旧鹿児島藩領の諸県郡の大区は、「旧藩制ノ頃ハ官民共ニ国郡名ヲ称フル事稀ニシテ、専ラ何郷

何村ト单称」（郷名ヲ唱フル儀ニ付伺）鹿児島県令渡辺千秋より内務卿山田顯義あて、明治十六年八月八日）されてきた「郷」と呼ばれる村落連合体がフレームになっている。具体例をあげると、第一大区が都城郷、第二大区が三俣郷、第三大区が莊（庄）内郷で構成され、「一郷一一大区」の原則が貫徹されている。

明治六年（一八七三）一月十五日、美々津、都城両県が統合されて日向一円からなる宮崎県が成立した。そして同年五月二十九日、宮崎県は県内を一二大区七六小区に区画した。旧都城県の第八大区と第四八大区の第一大区編入を例外とすると、第一〜第五大区が旧美々津県第六〜第一二大区が旧都城県からなり、第一大区、第三〜第五大区の四つの大区は旧美々津県の八〜一七の区を統合して一つの大区とし、それまでの区をそのまま小区にしている。第六〜第八大区の三つの大区は、「第七大区、右者旧都城県内第四十六大区飢肥、区名右之通改称、六小区是迄之通区分」（管内大小区画改定届）、明治六年五月二十九日）のごとく、その区画にまったく変化がなかった。旧鹿児島藩領の諸県郡の第二大区、第九〜第一二大区の大区は二〜七郷を統合、小区は「一郷一小区」で構成されている。

このように宮崎県の大小区は、美々津、都城両県の統合により、その呼称に変更があったものの、区画はマイナーチェンジにとどまった。その後、明治六年十一月、第五大区が「第五大区内延岡支庁廃止ニ付而ハ、右区内元来土地広大、人民衆多、指揮届兼、官民共別テ不便相成候ニ付、更ニ三大区ニ分割」（管下各大区々々画改定届）宮崎県参事福山健偉より大蔵卿大隈重信あて、明治六年十一月二十四日）されて大区の数が二つふえて一四大区になった。つづいて明治七年（一

八七四）九月、椎葉山が第五大区から切り離されて第一五大区になり、翌八年（一八七五）四月二十八日、第一四大区が二つの大区に分割され、宮崎県の大区数は一六になった。このほか、小区の町村の組替えなどがあつたが、明治九年（一八七六）八月二十一日の宮崎県の廃県まで、全県規模での大区小区の改編はみられなかった。

役職についてみると、明治六年五月十四日、宮崎県は大区に区長一名、副区長一〜三名、小区に戸長、副戸長を置くことにしたが、すべて官選であつた。このため、民費で賄われている戸長は「四民ノ總代人ニ候ハハ、官ヨリ命セラルル理如何御座候ヤ」（戸長入札公撰ノ儀ニ付願）第六大区二小区副戸長松田方規ほか二名より宮崎県参事福山健偉あて、明治七年五月二十日）ということ、戸長の選任については、まず住民の入札で三〜五名を選び、そのなかから適任者を官選してほしい旨の提案があつたが、県はこれを受け容れなかったようである。

III 郡区町村編制法施行後の区の実態―京都府、滋賀県の事例―

明治十一年（一八七八）三月、内務卿大久保利通が太政大臣三条実美にあてた「数百年來慣習ノ郡制ヲ破リ、新規ニ奇異ノ区画ヲ設ケタルヲ以テ、頗ル人心ニ適セス……抑モ地方ノ区画ノ如キハ如何ナル美法良制タルモ、固有ノ慣習ニ依ラスシテ新規ノ事ヲ起ストキハ其形美ナルモ其実益ナシ、寧ロ多少完全ナラサルモノアルモ、固有ノ慣習ニ依ルニ如カス」（地方之体制等改正之儀）、明治十一年三月十一日）の建議は、三新法の公布に大きな影響を及ぼした。

明治十一年七月二十二日、政府は太政官布告第一七号（郡区町村編

制法)、同第一八号(府県会規則)、同第一九号(地方税規則)の三新法を公布した。このうち郡区町村編制法は、「地方ヲ画シテ府県ノ下郡区町村トナス」(第一条、「郡町村ノ区域名称ハ総テ旧ニ依ル」)(第二条、「毎郡ニ郡長各一員ヲ置キ、毎区ニ区長各一員ヲ置クコトヲ得」)(第五条、「毎町村ニ戸長各一員ヲ置ク、又数町村ニ一員ヲ置クコトヲ得」)(第六条)など六条から成り立っている。

この郡区町村編制法の施行によつて、単一区制、大区小区制が廃止され、法制上、郡が復活し、区または大区小区の中に埋没していた町村が地方行政の最小単位として法認された、というのがこれまでの定説であつた。ところが、府県によつては、郡区町村編制法の施行後も、区がその名称を変えて存続していた事例がみられる。

京都府は明治五年(一八七二)以降、一貫して単一区制を堅持し、大区小区制へ転換しなかつた。そして明治十二年(一八七九)三月十四日、京都府は郡区町村編制法を施行したが、それは「区」を「組」、「区長」を「戸長」とそれぞれ改称しただけで、実質的には単一区制の継続であつた。したがつて京都府では、府下の全町村が聯合の組戸長役場に組み込まれ、単独の戸長役場は皆無であつた。明治十三年(一八八〇)五月三十一日の京都府会に組戸長制の改正を求める建議が提出された。この建議は、現行の組戸長制は「他府県ニハ決シテ無キコトナリ。此ハ唯当府ノ好ミニヨリテ成ルモノ」であり、郡区町村編制法の第六条の解釈については「当府ノ区画ノ制タルヤ第六条ノ毎町村ニ一員ヲ置クコトヲ捨テテ数町村ニ一員ヲ置クコトヲ本トシタルモノナリ。而シテ此議案ノ精神ハ毎町村ニ一名ヲ置クコトヲ本トシテ、数町村ニ一人ヲ置クコトハ人民ノ情願ニ任スル」(「京都府会議録事」と

いうのが、その基本的立場であつた。明治十四年(一八八一)十月二十二日、京都府は、懸案の組戸長制を改廃し、府下の一、六二〇町村(京都の上京・下京両区を除く)を七七一の戸長役場に分轄することにした。このうち一町村独立の戸長役場が五九一で、全戸長役場の四分の三を上回ることに成り、ようやく単一区制が名実ともに終焉し、組(かつての区)の中に埋没していた町村が行政区域として復活したのである。

滋賀県は、明治十二年(一八七九)五月十日、それまでの単一区制を廃止して、新しく郡制を施行するとともに、原則として一町村に戸長一名を配置することにした。ところが、七年余にわたつて行政区域としてそれなりに機能してきた区を一挙に廃止すると、行政の混乱が懸念された。そこで滋賀県は「人民便宜ノ為メ從來ノ区ヲ以テ組合町村トシ、戸長ノ内、右組合總代ヲ公選スルカ、若クハ年番ヲ以テ總代トナルカ、人民ノ協議ニ任スヘシ」(滋賀県庁所蔵文書)という方針を示した。これを受けて栗太郡では、「区」が「組」と名称を変えて生き残っている。明治十六年(一八八三)七月二十六日付「京都滋賀新報」に「江州栗太郡第三、四両組村々……」の記事がみられるほか、同十七年(一八八四)十月十四日付で栗太野洲郡役所から各村戸長役場宛に出された文書に高野村(現栗東町)など一か村が「栗太郡第五組」と記載されているが、これら一か村は明治十二年五月に廃止された栗太郡第四区と完全に一致する。

京都府、滋賀県は単一区制に終始し、区画をまったく改変しなかつた。これらの事例は、区が行政区域として機能していく過程で、フォーマルな区にとどまらず、地域の実情にマッチしたサブスタンティ

ヴな区域に変貌したことを物語っている。

おわりに

明治五年（一八七二）の単一区制、大区小区制、同十一年（一八七八）の郡区町村編制法、同十七年（一八八四）の戸場役場所轄区域の拡大（聯合戸長役場制）、同二十二年（一八八九）の市制・町村制の施行に伴う町村合併など、明治前期の町村制度は、試行錯誤ともいえるほど目まぐるしく変遷した。このような町村制度の変遷と連動して、地方行政区域も複雑に変化した。その渦中で、郡や近世の郷、大庄屋の管轄区域などの歴史的領域が、大区、小区あるいは区と名称は変わったものの、たくましく生き残ってきたことに注目したい。さらに、「奇異ノ区画」ゆえ数年で消滅したはずの区が、郡区町村編制法の施行後も名称を変えて存続したことも興味深い。時代と制度を超えた、行政区域の「連続性」を改めて見直したいと思う。

前稿の二〇県に六県を加えて、合わせて二六県の単一区制、大区小区制の特色を別表にまとめた。前稿およびその後の拙稿²⁴で、(1)新潟・愛媛県型（「統治」の論理が貫徹したタイプ）、(2)滋賀・静岡県型（「自治」の論理が尊重されたタイプ）、(3)愛知県型（「行政」の論理が優先したタイプ）の三類型を設定した。今回、この類型区分を改めて検証したが、とくに修正を加える必要がないと判断した。

（付記） 本稿執筆にあたって、敦賀県は橘弥代治氏、香川県は和田仁、権藤典明両氏から懇切なご教示をいただいた。『県史』『市町村合併史（誌）』などの閲覧にさいしては、滋賀県立図書館の池田宏氏にお

世話になった。記して謝意を表する。（一九九九、四、九）

26県の単一区制、大区小区制の特色一覧

明治初期の単一区制、大区小区制について(井戸)

県	青森	岩手	山形	茨城	埼玉	入間	神奈川	新潟	新潟	新潟	山梨	長野	筑摩	静岡	浜松	愛知	滋賀	鳥取	旧島	深津	山口	香川	愛媛	熊本	宮崎	
A	3	3	3	2	4	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	1	3	3	3	2	3	3	2	2	3
B	○							○		○								○					○		○	
C	○	○	◎							○	○	◎	◎	◎	○	◎	◎		◎	◎	◎	○	◎			○
D	○		○				◎		○				◎						◎						◎	○
E												○	◎					○				◎			○	○
F	○				◎	◎	○		○			○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	◎	○					
G				○	◎	◎			○	◎		○	○	◎			◎		◎							○
H							◎		○	◎		○					◎	◎								○

- (注) A—単一区制または大区小区制の施行過程のパターン。
 1 (単一区制) 2 (大区小区制) 3 (単一区制→大区小区制)
 4 (大区小区制→単一区制)
 B—大区小区のほかに別の区画を設けた県。
 C—大区または区と郡の区画との整合率の高い県。
 D—大区小区または区と近世の大庄屋の管轄区域などとの整合率が高い県。
 E—小区または区と明治22年の町村合併区域との整合率が高い県。
 F—大区小区または区の区画が安定し、区画の改編がほとんどみられない県。
 G—町村に戸長、副戸長を置いた県。
 H—区長、戸長ら役人の民選(公選)制を採用した県。
 ○—該当する場合。
 ◎—とくに顕著な特色がみられる場合。

（注）

- (1) 井戸庄三「明治初期の大区小区制の地域性について」歴史地理学一二三、一二〇〜二七ページ、一九八三
- (2) 山中永之佑「近代日本の地方制度と名望家」弘文堂、一九九〇
山中永之佑監修「近代日本地方自治立法資料集成（一、明治前期編）」弘文堂、一九九一
- (3) 大島美津子「明治国家と地域社会」岩波書店、一九九四
- (4) 高久嶺之介「近代日本の地域社会と名望家」柏書房、一九九七
- (5) 茂木陽一「大小区制下における町村の位置について」社会経済史学五二一四、三三〇〜六三三ページ、一九八六
茂木陽一「大小区制期における民費制」三重法経七五、一九〇〜四一ページ、一九八七
- (6) 和田仁「香川県の大区小区制」香川史学一六、一〇〜二二ページ、一九八七
- (7) 渡辺隆喜「府県制成立期の地域支配——入間・熊谷・埼玉県の場合——」埼玉県史研究二五、二二〇〜五九九ページ、一九九〇
- (8) 村瀬正章「維新直後の村落行政——大区・小区制における村をめぐって——」三河地域史研究八、五〇〜六六ページ、一九九〇
- (9) 藤田佳久「明治期の奈良県における行政領域の成立と中心地システム」愛知大学総合郷土研究所紀要三〇、六一〜七九ページ、一九八五
- (10) 澤宗則「備前地方における明治期行政区画の変遷」地理科学四一一、一七〜三二ページ、一九八六
- (11) 権藤典明「明治期における香川県の『行政村』について」香川

地理学会会報四、八〜一四ページ、一八八四

権藤典明「香川県における近世郷域と明治行政村域」（水津一朗先生退官記念事業会編『人文地理学の視圈』大明堂、所収）、三六七〜三七六ページ、一九八六

(12) 鉅鹿敏子編「史料・県令籠手田安定（丁）」鉅鹿敏子（発売、丸ノ内出版）、三五〜三七ページ、一九八五

(13) 栗東町史編さん委員会編『栗東の歴史（第五巻、資料編II）』栗東町役場、三七六〜三七七ページ、一九九五

(14) 井戸庄三「明治初期戸籍の地域性について——若松県・彦根藩・大津県・日田県の事例——」滋賀医科大学基礎学研究四、一〜四一ページ、一九九三

(15) 前掲(13)、三八〇ページ

(16) 山形県編『山形県史（第四巻、近現代編上）』山形県、一九八四
山形県編『山形県史（資料篇一九、近現代史料一）』山形県、一九七八

山形県地方課編『山形県市町村合併誌』山形県、一九六三

(17) 福井県編『福井県史（資料編一〇、近現代一）』福井県、一九八三

福井県編『福井県史（通史編五、近現代一）』福井県、一九九四
橋弥代治「福井県における行政区域の変遷」高志高等学校研究集録一五、二五〜四二ページ、一九八七

(18) 広島県編『広島県史（近代現代資料編二）』広島県、一九七三

広島県編『広島県史（近代一、通史V）』広島県、一九八〇
広島県総務部地方課編『広島県市町村合併史』広島県市長会・

広島県町村会、一九六一

甲斐英男「明治地方自治制の成立——広島県の事例をとおして

——（広島女子大学地域研究叢書Ⅱ）」溪水社、一九八一

(19) 香川県編『香川県史（第一一巻、資料編、近代・現代史料Ⅰ）』
香川県、一九八六

香川県編『香川県史（第五巻、近代Ⅰ）』香川県、一九八七

前掲(6)

前掲(1)

(20) 宮崎県編『宮崎県史（史料編、近・現代Ⅰ）』宮崎県、一九九一
児玉幸多「鹿児島県の町村制度」（『近世農村社会の研究』吉川
弘文館、所収）四四一〜四六三ページ、一九五三

(21) 京都府立総合資料館編『京都市市町村合併史』京都府、九六ペ
ージ、一九六八

(22) 井戸庄三「明治前期の聯合戸長役場制について」（水津一朗先生
退官記念事業会編『人文地理学の視圈』大明堂、所収）三八〇〜三
八二ページ、一九八六

(23) 栗東町史編さん委員会編『栗東の歴史（第三巻、近代・現代編）』
栗東町役場、二三〜二五ページ、一九九二

(24) 井戸庄三「明治前期の市町村制度にみられる『統治』の論理、
『行政』の論理、『自治』の論理」歴史地理学紀要三〇、一九五〜二
一一ページ、一九八八